## 役 員 報 酬 規 程

## 役 員 報 酬 規 程

一般社団法人 電子情報技術産業協会

(目 的)

第1条 この規程は、常勤役員の報酬に関し、必要な事項を定める。

- 第2条 報酬の種類は、次のとおりとし、本給は月給制とする。
  - (1) 本給

(給与の種類)

- (2) 特別手当
- 2 本会が必要と認めたときは、前項に定める報酬以外の報酬を支給することがある。 (報酬の支給日)
- 第3条 報酬の支給日は、次のとおりとする。ただし、その日が休日に当るときは、そ の前日に支給する。
- (1) 本給の支給日は、毎月25日とする。
- (2) 特別手当の支給日は、当年6月10日及び12月10日とする。
- 2 死亡、退職その他特別な事情がある場合は、前項の支給日以外の日に前項の報酬を支給することがある。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬は、法令にもとづいて控除すべき金額等を控除した残額を本人に支給する。 (本給の額)

第5条 本給の額は、次のとおりとし、会長は、これをもとに支給額を定める。

1,250,000円

1,200,000円

1,150,000円

1,100,000円

1,050,000円

1,000,000円

950,000円

900,000円

850,000円

2 月の中途に役員受給資格の得喪を生じたときの本給の額は、前項の額とする。 (特別手当)

第6条 常勤役員の特別手当は、本給月額に会長が定めた支給率を乗じた額とする。

## 附 則

1. この規程は、平成23年4月1日より実施する。なお、旧社団法人電子情報技術産業協会の役員報酬規程は、廃止する。